

3-3

それぞれの倒産処理において労働債権の扱いはどうなっているの？

それぞれの倒産処理における労働債権をはじめとする各種債権の優先順位の概要は、次のとおりです。（上にいくほど優先順位が高くなります。）

優先順位 高 ↑ ↓ 低	任意整理	法 律 上 の 倒 産 手 続		
		破 産	民事再生	会社更生
	法定納期限等以前から設定された抵当権等の被担保債権	抵当権等の被担保債権	抵当権等の被担保債権	手続開始6ヶ月前以後の賃金等源泉徴収に係る所得税等の租税債権であって納期限未到来のもの会社の使用人の預り金等の一部管財人の報酬等 〔共益債権〕
	租税債権	管財人の報酬等 破産手続開始前3ヶ月間の未払賃金等〔注2〕 納期限が破産手続開始前1年よりも後の租税債権〔財団債権〕	賃金等〔注3〕 〔一般優先債権〕 管財人の報酬等〔共益債権〕	
	法定納期限等後に設定された抵当権等の被担保債権			抵当権等の被担保債権 〔更生担保権〕
	賃金等〔注3〕	納期限が破産手続開始前1年より前の租税債権上記以外の賃金等〔優先的破産債権〕		
	一般の債権〔社内預金含む〕		一般の債権〔社内預金含む〕〔再生債権〕	賃金等〔注3〕上記以外の租税債権〔優先的更生債権〕
		一般の債権〔社内預金含む〕〔破産債権〕		一般の債権〔上記以外の預かり金等含む〕〔更生債権〕

注1) 「破産」「民事再生」「会社更生」における網掛部分は、当該手続に拘束される債権であることを表します。

注2) 財団債権となる賃金等は、破産手続開始前3ヶ月間に生じた給料債権及び破産手続終了前に退職した使用人の退職金のうち退職前3ヶ月間の給料の総額に相当する額（その額が破産手続開始前3ヶ月間の給料の総額よりも少ないときは、破産手続開始前3ヶ月間の給料の総額に相当する額）です。

注3) 平成16年4月1日以後は、民法において一般先取特権が付与される労働債権の種類及び範囲が、商法と同じく雇用契約に限らず広く雇用関係にある者（「使用人」）が有する給料債権の全額になりました。

本来、賃金の支払は個別の事業主の責任の範囲に属するものですが、会社等が倒産した場合には、残された財産が乏しい場合も多く、実際に労働債権を回収できるとは限りません。

そこで、労働者の救済を図るために、法律上の倒産又は中小企業の事実上の倒産の場合に、賃金を支払ってもらえないまま退職した方を対象に、国が「未払賃金の立替払制度」を実施しています。

立替払を受けられる条件

- ・ 勤め先が1年以上事業活動を行っていたこと。
- ・ 勤め先が倒産したこと（下記①②のいずれかに当てはまる場合）。
 - ①法律上の倒産（破産、特別清算、会社整理、民事再生又は会社更生の手続に入った場合）
この場合は、管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。
 - ②事実上の倒産（中小企業について、労働基準監督署長が倒産していると認定した場合）
この場合は、労働基準監督署に認定の申請を行ってください。
- ・ 労働者がその勤め先を既に退職していること。
※退職日や申請日等について時期的な条件がありますので、ご注意ください。

- ・ 立替払の対象となる未払賃金は、定期的な賃金及び退職金に限ります。

※賃金の支払期日について条件がありますので、ご注意ください。

- ・ 立替払される額は、未払賃金の額の8割です。

ただし、退職時の年齢に応じて88～296万円の範囲で上限があります。

- ・ 手続は、おおよそ以下の流れで行います。

- ①倒産についての管財人等の証明又は労働基準監督署長の認定
- ②未払賃金額についての管財人等の証明又は労働基準監督署の確認
- ③独立行政法人労働者健康福祉機構への立替払の請求

必要な書類や詳しい手順については、労働基準監督署又は独立行政法人労働者健康福祉機構で案内しておりますので、詳しくはお近くの労働基準監督署又は独立行政法人労働者健康福祉機構にご相談下さい。

4

各種相談窓口

4-1

困ったときに相談するには？

①労働基準監督署

労働基準監督署では、労働基準法に関するご相談をお受けするほか、情報提供を行っています。

また、立替払の手続も受け付けています。

労働基準監督署は、勤め先の所在地によって管轄が決まっています。

お近くの労働基準監督署にご相談ください。

所在地一覧↓

<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/index.html>

②総合労働相談コーナー

総合労働相談コーナーでは、労働問題に関するご相談をお受けしています。

所在地一覧↓

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

③労働条件相談センター

全国労働基準関係団体連合会（全基連）では、全国の主要都市に労働条件相談センターを開設しています。

所在地一覧↓

<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/kijunkyoku/jouken/980804-1.html>

または、全基連（TEL 03-3437-1022）に直接お問い合わせください。

④独立行政法人労働者健康福祉機構（賃金援護部立替払相談室）

独立行政法人労働者健康福祉機構では、立替払の手続等に関するご相談（TEL 044-556-9881）をお受けするほか、「立替払制度に関するQ & A」等の情報提供を行っています。

所在地、「立替払に関するQ & A」↓

<http://www.rofuku.go.jp/kinrosyashien/miharai9.html>

法律に関する相談については、次のところまで

①各地の弁護士会→ <http://www.nichibenren.or.jp/>

②各地の司法書士会→ <http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

③財団法人法律扶助協会→ <http://www.jlaa.or.jp/>

④各地方自治体等

⑤各地の裁判所（裁判や差押え等）→ <http://www.courts.go.jp/>

4-2

相談するに当たって用意しておくべき書類は？

ご相談にいらっしゃる前に、資料となるものを集めていただくようお願いいたします。ご相談を承る者が、事情をよりよく把握するのに役立つとともに、もし民事訴訟や倒産等といった事態になった場合にも、証拠として役立ちます。

- ・ 月々の給与明細書
- ・ 労働契約書
- ・ 雇入れの時に、使用者から労働者に労働条件を示した書類
- ・ 就業規則、賃金規程、退職金規程等の社内規程類
(就業規則については、一定の場合には、労働基準法で労働者への周知義務が定められています。)
- ・ 出退勤の記録

実際に何か起きてから資料を集めるのは大変です。日頃から集めておくことをおすすめします。

相談するに当たって

- ・ 早めの相談を心がけましょう！
- ・ 事実の正確な把握のためにも、書類は実物を見せましょう！
- ・ 相談をする前に、一度自分で相談したいことを整理しておきましょう！
- ・ 無駄足を踏まないためにも、相談する際には予約をしましょう！